

障害者基本計画(第4次)を作るに当たっての基本的な国の考え方の案

1 障害者基本計画(第4次)の位置付け

位置付け：障害者基本法に基づいて作るもので、国が組み立てる障がい者の自立と社会参加の支援等のための取組の最も基本的な計画

計画期間：平成30(2018)年度から34(2022)年度までの5年間

2 障害者基本計画(第4次)の背景

背景①：障害者権利条約の批准⇒様々な分野にまたがる課題とされる性別等への配慮や統計を含め、条約との整合性の確保が必要

背景②：障害者差別解消法の施行⇒差別の解消に向けた社会的障壁(バリア)を取り除くため、”利用のしやすさ”の更なる向上が必要

背景③：2020東京パラリンピックの開催決定⇒日本の障がい者への取組が世界の見本となることの実現が必要

課題①：”利用のしやすさ”の向上

○社会的障壁を取り除くための、障がい者の”利用のしやすさ”向上の環境整備が重要

○社会のあらゆる場面で”利用のしやすさ”向上の視点を取り入れることを通じ、社会全体で強力に推進

課題②：性別や年齢による複合的な困難への配慮

○障がいのある女性や障がい児は複合的な困難な状況におかれる場合がある。

○複合的な困難に直面する障がい者に対する丁寧な配慮が求められていることを踏まえ、障がい者への取組を作り実施する。

課題③：統計とPDCAサイクル(※)の充実

○政策の計画などは客観的な根拠に結びついて行われるべき、という視点から、障がい者の実態を適切に把握するため、統計の充実が必要

○障がい者への取組を継続して見直す。

※PDCAサイクル：Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)を繰り返し、取組をどんどん良くしていく仕組み。

3 各分野に共通する横断的視点

(1) 障害者権利条約の理念の尊重・整合性の確保

(2) 社会のあらゆる場面における”利用のしやすさ”の向上

(3) 当事者の立場に立った総合的かつ分野横断的な支援

(4) 障がい特性等に配慮した丁寧な支援

(5) 性別、年齢による複合的な困難に配慮した丁寧な支援

(6) PDCAサイクル等を通じた、効果のある取組の推進

4 命の大切さ等に係わる国民の理解促進

「命の重さは障がいの有り無しによって少しも変わることはない」という当たり前の認識を社会全体で共有し、障がい者と障がいのない者がお互いに自然な態度で接することが日常になるように、国民の理解促進に努める。